○佐賀県　旅館業法施行細則

昭和34年3月6日

佐賀県規則第19号

旅館業法施行細則をここに公布する。

旅館業法施行細則

[旅館業法施行細則(昭和23年佐賀県規則第64号)](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html#l000000000)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行については、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。)及び[旅館業法施行条例(昭和33年佐賀県条例第38号。以下「条例」という。)](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html" \t "w_q201RG00000519)に定めるもののほか、[この細則](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "l000000000)の定めるところによる。

(平12規則33・平15規則4・一部改正)

(営業許可申請書)

第2条　規則第1条の規定により提出する営業許可申請書は、[別記様式第1号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "e000000296)による。

(承認申請書)

第2条の2　規則第2条第1項の規定により提出する承認申請書は、[別記様式第1号の2](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "e000000303)又は[別記様式第1号の3](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "e000000310)による。

2　規則第3条第1項の規定により提出する承認申請書は、[別記様式第1号の4](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "e000000317)による。

(昭61規則29・追加、平13規則11・一部改正)

(変更届等)

第3条　規則第4条の規定により提出する届書は、[次の各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "e000000091)による。

(1)　申請書記載事項変更届　[別記様式第2号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "e000000324)

(2)　営業の停止届(廃止届)　[別記様式第3号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html#e000000331)

2　旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、1月以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、営業者が死亡した場合において、相続人が規則第3条第1項の申請書を提出するときは、この限りでない。

(昭61規則29・一部改正)

(書類の経由)

第4条　規則第1条から第4条まで及び[前条第2項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "e000000099)の規定により提出する書類は、営業施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長を経由しなければならない。

(昭55規則5・昭61規則29・平18規則28・一部改正)

(水質基準)

第5条　[条例第10条第1項第4号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000519.html?id=j10_k1_g4)の別に定める基準は、[別表](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html#e000000254)のとおりとする。ただし、知事は、この基準(濁度及び過マンガン酸カリウム消費量に係る基準に限る。以下[この項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "e000000120)において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しないことができる。

(平15規則4・全改)

(宿泊者名簿)

第6条　法第6条第1項の宿泊者名簿は、[別記様式第4号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html" \l "e000000338)及び[第5号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html#l000000000)による。

2　[前項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html#e000000131)の宿泊者名簿は、最終記載の日から1年以上保存しなければならない。

(平15規則4・旧第7条繰上)

(営業種別の表示)

第7条　営業者は、営業施設の正面入口に、営業の種別を明示した看板その他の標識を掲げなければならない。

(平15規則4・旧第8条繰上)

(宿泊料の表示)

第8条　営業者は、各客室に所定の宿泊料を表示しておかなければならない。

(平15規則4・旧第9条繰上)

付　則

[この規則](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html#l000000000)は、公布の日から施行する。

附　則(昭和55年規則第5号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附　則(昭和61年規則第29号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(佐賀県手数料規則の一部改正)

2　佐賀県手数料規則(昭和31年佐賀県規則第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(佐賀県証紙条例施行規則の一部改正)

3　佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成2年規則第33号)

(施行期日)

1　この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附　則(平成12年規則第33号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成13年規則第11号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成15年規則第4号)

(施行期日)

1　この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の旅館業法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附　則(平成17年規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年規則第28号)

(施行期日)

1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第5条関係)

(平15規則4・全改、平17規則65・一部改正)

|  |  |
| --- | --- |
| 検査項目 | 水質基準 |
| 濁度 | 5度以下 |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 1l中25mg以下 |
| 大腸菌群 | 1ml中に1個以下 |
| レジオネラ属菌 | 100ml中に10cfu未満 |

備考

1　検査方法は、次のとおりとする。

(1)　濁度にあっては、比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法とすること。

(2)　過マンガン酸カリウム消費量にあっては、滴定法とすること。

(3)　大腸菌群にあっては、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条で定める検査方法とすること。

(4)　レジオネラ属菌にあっては、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法とすること。

2　レジオネラ属菌の計測単位であるcfuの定義は、形成される集落数とする。

[様式第1号(第2条関係)](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000520.html)

(昭61規則29・全改、平2規則33・平15規則4・一部改正)